

# 令和元年度双葉町地域防災計画 修正概要

令和2年5月29日  
双葉町

# 1. 地域防災計画修正の前提条件

本町は、令和2年3月4日に避難指示解除準備区域及び特定復興再生拠点区域等の一部地域の避難指示が解除され、さらに令和4年春ごろに特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目標としています。

今回の地域防災計画修正は、**令和4年春の町の姿を想定した計画**としており、町の現況と計画内容に一部乖離がありますが、町の帰還状況に合わせ適宜更新していくものとしします。

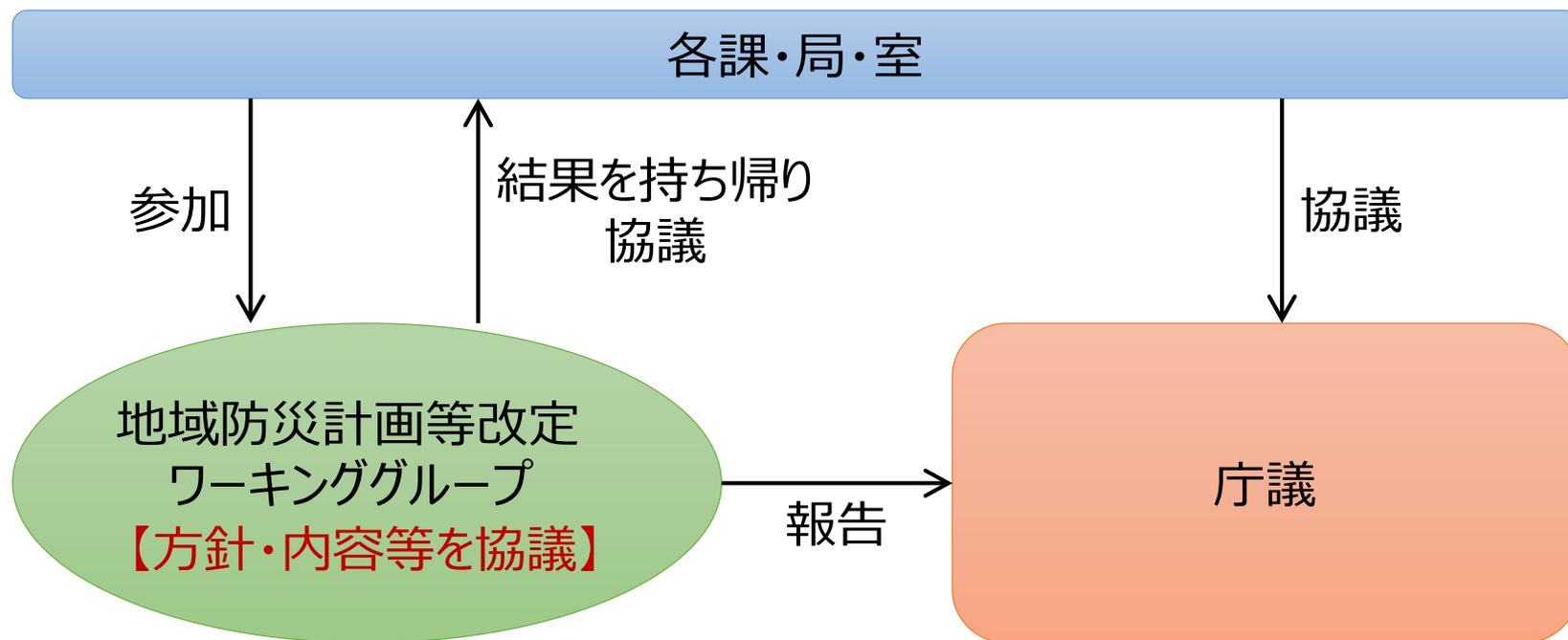
## <各時期と町の状況>

|      | H31.1<br>防災計画修正着手  | R2.3<br>先行避難指示解除  | R4春<br>特定復興再生拠点区域全域の<br>避難指示解除（目標）   |
|------|--|---|--|
| 町の状況 | <ul style="list-style-type: none"><li>✓町役場はいわき事務所等で執務</li><li>✓町内では、一部の復旧・復興工事が進捗</li><li>✓町民は、避難先で生活しつつ一時立入</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>✓町役場の一部機能を駅コミセンで再開</li><li>✓生活インフラ復旧、住宅整備等が本格化</li><li>✓復旧・復興工事等の作業員が多数滞在</li><li>✓特定復興再生拠点区域全域が立入規制の緩和により自由に立入りが可能</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>✓町役場の多くの機能が町内で再開</li><li>✓住民の帰町、新たに移住する住民、復興工事等による作業員による町内居住人口の増加</li><li>✓生活インフラが復旧し、住宅供用、生活関連サービス提供開始</li><li>✓町内での居住開始により、防災面の整備が必要</li></ul> |

## 2. 地域防災計画修正の体制

地域防災計画を修正するに当たり、役場内の各課・局・室より指名された東日本大震災・原子力災害の災害対応経験職員を構成員とする「地域防災計画等改定ワーキンググループ」を設置・検討を通じて、東日本大震災や原子力災害の経験と反省を活かした改定作業を進めてまいりました。

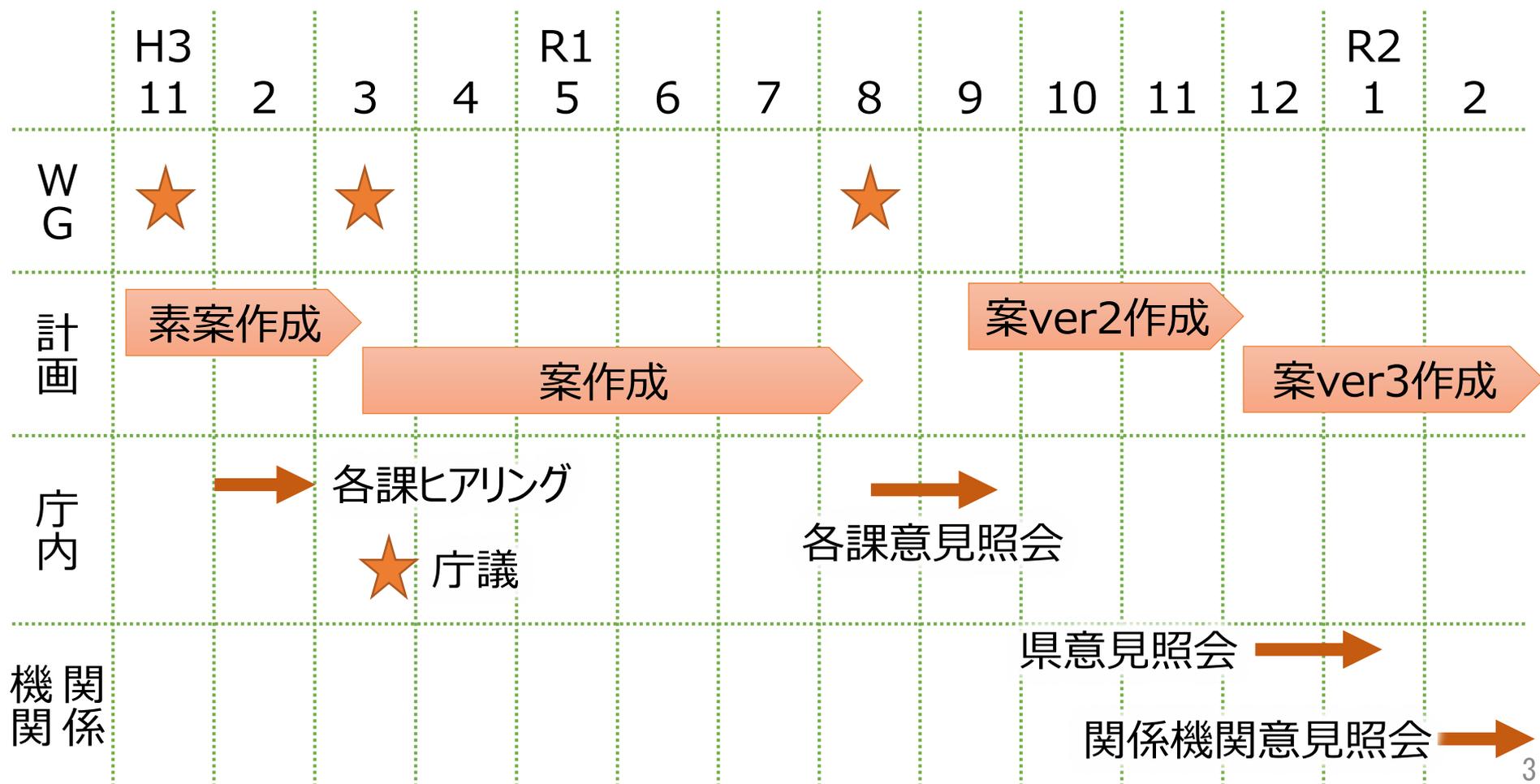
＜ワーキンググループと課・局・室との関係＞



### 3. 地域防災計画修正のスケジュール

計画修正に向けた協議は、前述のワーキンググループを中心に行った他、各課へのヒアリングや主担当課と県との協議、関係機関への意見照会などを行い、多数の機関から意見をいただき、修正作業を進めてまいりました。

<修正のスケジュール>



# 4. 地域防災計画修正のポイント

## ポイント①：改定方針

ワーキンググループでは、東日本大震災や近年の災害における課題や教訓を踏まえた計画の修正方針について協議を行い、8つの方針を立てました。

### <修正方針>

#### 1 災害対策本部としての町の体制強化・能力向上

東日本大震災・原子力災害の教訓を踏まえて、町の災害対策本部が限られた人員体制の中でも有効に機能し、的確に対応できるよう、役割分担などの体制強化と職員の能力向上を図る。

#### 2 災害時における情報収集・伝達機能の強化

的確な災害対応や避難行動等のためには各種情報を確実に収集・伝達することが必要不可欠であることから、通信・連絡手段の多重化・多様化を図るなどして、情報収集・伝達機能を強化する。

#### 3 いのちを守る避難対策の推進

住民の命を事故・災害から守るためには、町は「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」必要があることから、平時・災害時ともにさまざまな避難対策を推進する。

#### 4 誰にでもやさしい避難所環境の整備

災害時に被災者が誰でも安心して避難所生活を送れるように、避難所の安全性・居住性を確保するための環境整備を行う。

#### 5 多様な主体との連携

大規模災害に対応するためには、町役場のみでは限界があることから、さまざまな組織・団体等との連携を通じて、協同による災害対応を推進する。

#### 6 新たな防災コミュニティの構築

長期避難により帰町後は再構築が必要となる地域コミュニティの中で、「自助と共助により地域全体で助け合う」という防災意識と住民同士の助け合いの精神を育み、新たに力強い防災コミュニティを構築する。

#### 7 防災・安全の基礎力向上

東日本大震災をはじめとする近年の災害から得られた教訓をもとに、防災・安全対策の“基本”に立ち返って、見直し・推進を図ることで、防災・安全の基礎力を向上する。

#### 8 双葉町特有の状況を踏まえた防災対策の推進

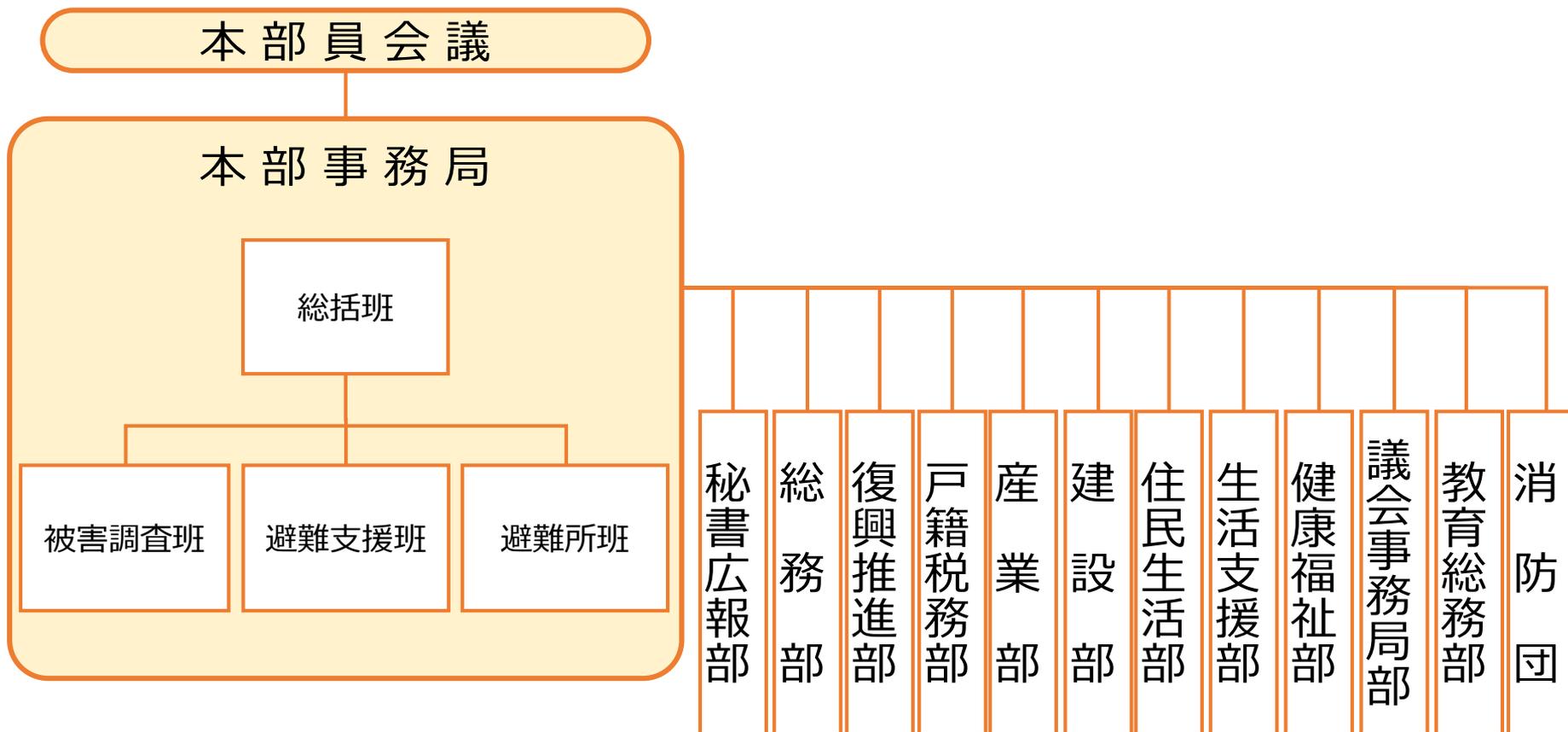
町内には、廃炉作業中の福島第一原発や中間貯蔵施設があること、帰町後も避難指示の続く地区があることを踏まえて、それでもなお住民の安全・安心が確保できるよう防災対策を推進する。

# 4. 地域防災計画修正のポイント

## ポイント②：災害対策本部体制の見直し

現在の町の組織体制に合わせ、事務分掌の修正を行うとともに、新たに業務内容・人員確保など複数の課が連携する必要のある業務を担当する“班”を設置しました。また、これまで異なっていた地域防災計画と国民保護計画の本部体制を、同じ体制に統一しました。

＜新たな本部体制＞



## 4. 地域防災計画修正のポイント

### ポイント③：配備体制の見直し・新たに特別警戒配備体制の設定

これまでの4段階の配備体制を見直し、防災気象情報や地震発生時の震度、原子力災害時の事態進展等を考慮し、警戒配備体制と非常配備体制の間に“特別警戒配備体制”を新たに設定しました。

#### ＜新たな配備体制＞

| 種別     | 配備内容                | 配備時期            |                 |                |          |
|--------|---------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------|
|        |                     | 風水害時            | 地震時             | 原子力災害時         |          |
| 事前配備   | 住民生活課、産業課、建設課の少数の職員 | 注意報の発表          | —               | —              |          |
| 警戒配備   | 関係各課の所要要員           | 警報の発表           | 町で震度4、津波注意報発表   | 情報収集事態         |          |
| 特別警戒配備 | 管理職及び関係各課の所要要員      | 土砂災害警戒情報、特別警報発表 | 町で震度5弱          | 警戒事態           |          |
| 本部設置   | 第一非常配備              | 各班・部の約1/2の職員    | 局地的に災害が発生       | 町で震度5強、津波警報発表  | 施設敷地緊急事態 |
|        | 第二非常配備              | 全員              | 全域で災害発生、又は発生が予想 | 町で6弱以上、大津波警報発表 | 全面緊急事態   |

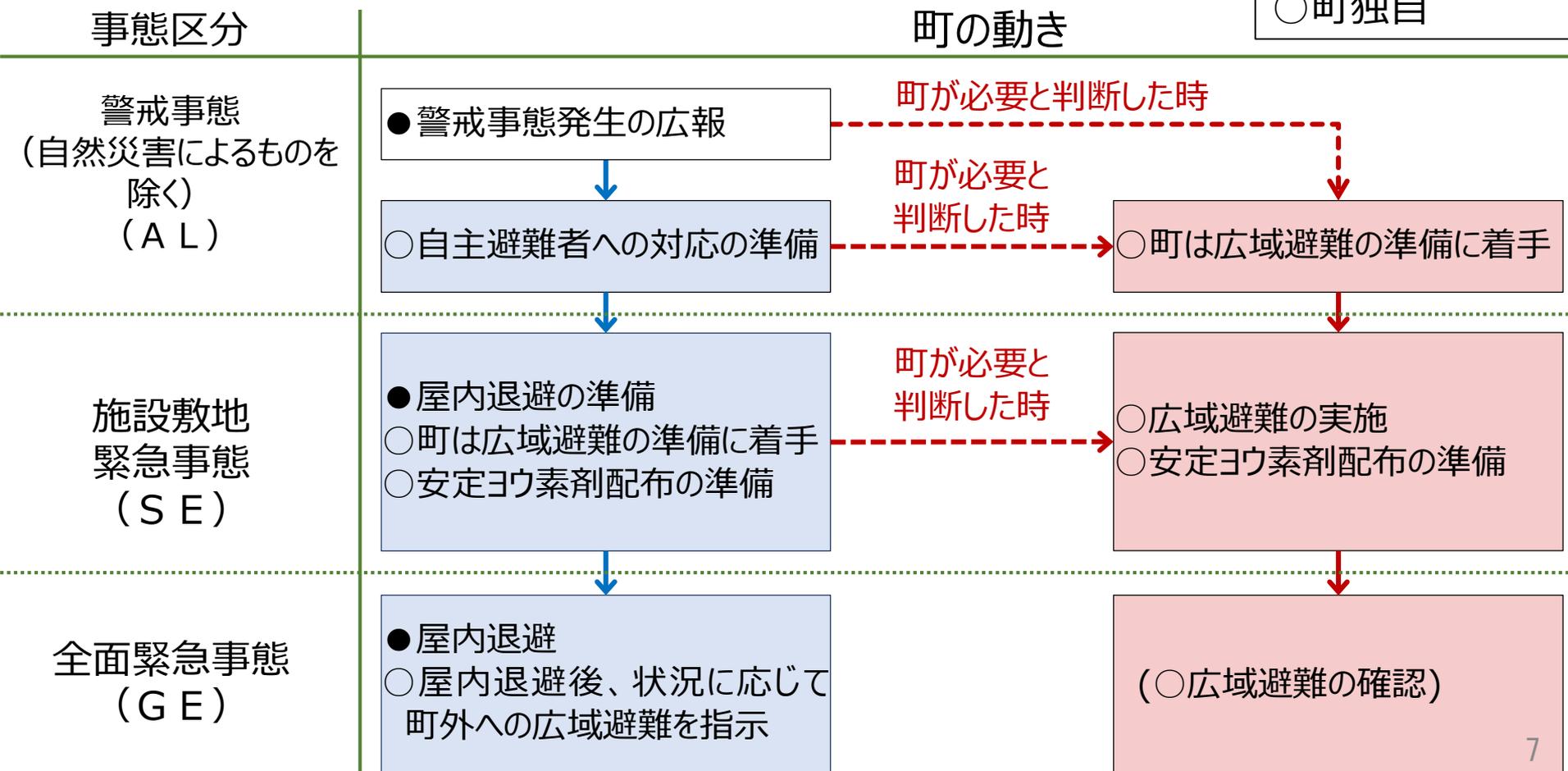
# 4. 地域防災計画修正のポイント

## ポイント④：原子力災害時の防護措置

町では、国の原子力災害対策指針や福島県地域防災計画に定められた防護措置の流れを基本とし、自主避難の状況により、町が独自に必要と判断した場合には、どの段階でも広域避難を実施することとしました。

＜原子力災害における防護措置の流れ（一部抜粋）＞

- 指針・県計画
- 町独自



## 4. 地域防災計画修正のポイント

### ポイント⑤：その他、近年の法律改正、防災基本計画・県地域防災計画の改定、各種ガイドライン等の反映

#### ＜主な追加事項＞

※下線部は主な計画への追加箇所

- ①災害の範囲拡大（竜巻、崖崩れ・土石流・地すべりを追加）（計画全般）
- ②地区防災計画を新たに位置づけ （p.1-71他）
- ③指定緊急避難場所・指定避難所の指定（新規法制化）（p.1-44他）
- ④避難所の環境整備、避難所以外の場所にいる被災者への配慮を努力義務化（p.1-71他）
- ⑤避難行動要支援者名簿の作成（地域防災計画への記載義務化）（p.1-72他）
- ⑥「屋内での待避等の安全確保措置（屋内待避）」指示の新設（p.1-128他）
- ⑦避難指示等に対する市町村長への国・都道府県の助言の義務化（p.1-135他）
- ⑧広域一時滞在（広域避難）制度の創設（p.1-139他）
- ⑨安否情報提供制度の創設（p.1-140他）
- ⑩被災者台帳の作成における行政情報の目的外使用可能（個人情報保護の特例）（p.1-201他）
- ⑪災害危険区域内にある要配慮者利用施設を地域防災計画に記載、  
これら施設の避難確保計画策定・訓練実施を義務化（p.1-33、1-52、1-61他）
- ⑫最大クラスの災害（洪水・高潮・津波）の想定・共有（p.2-99他）  
⇒福島県（H31.3公表）の津波想定を反映
- ⑬避難情報の名称変更「避難準備・高齢者等避難」「避難指示（緊急）」（p.1-128他）
- ⑭避難勧告等の発令基準策定、市町村長向けホットライン（p.1-132、p.1-135他）
- ⑮応援・受援計画の策定を推奨（p.1-25他）
- ⑯改正・新設された主な防災気象情報（警戒レベルの導入）（p.1-132他）

## 第4回福島地域原子力防災協議会作業部会における事前質問

### 1 原子力災害対策特別措置法第10条に満たないトラブルにおける情報伝達について

災害時に住民が正しい防護措置をとるためには、何よりも正確で分かりやすい情報を発信し、地域住民に広報することが重要である。

しかし現状、原子力災害対策特別措置法第10条に満たないトラブルについては原子力事業者から広報されるに留まっており、その広報内容は、一般住民や報道機関にとって分かりにくく誤解を招く（不安を煽る）ことがあった。

内閣府から原子力事業者に対し、災害時における広報について指導いただきたい。

あるいは、原子力事業者がそういった対応が難しい場合には、国及び県において速やかに分かりやすく噛み砕いた情報を、地域住民へ伝えることが必要であると思われるが、そういった対応についても検討をお願いしたい。

#### 【過去の例】

平成28年11月22日 福島県沖を震源とする地震が発生した際の東京電力から報道機関への広報文（双葉町で震度5弱のため施設敷地緊急事態。また津波警報も発令）

・6時10分頃、3号機使用済燃料プール冷却浄化系ポンプにおいて、スキーマサージタンク水位低警報が発生し同ポンプが停止しました。ポンプが停止した時点のプール水の温度は28.7度で、冷却系停止時の水温上昇率は0.2度/時であり、保安規定の運転管理上の制限値（65度）までは約7日間の余裕があります。

- ⇒ 報道機関はこの内容をそのまま報道したが、一般住民は「保安規定の運転管理上の制限値」が何なのか分からないため、「7日後には爆発する可能性がある」と受け止める方がおり、直ちに避難するためにガスリンスタンド付近で渋滞が発生した。
- ⇒ 専門知識のない一般市民の目線に立った広報が必要と思われる。

### 2 屋内退避時における物資の供給について

内閣府で作成している広報チラシでも「屋内退避は数日間継続する可能性があるため日頃から飲料水や食料の備蓄が重要」と記載されているが、9年前の福島第一原発事故の際には1ヶ月以上屋内退避が継続した。

屋内退避指示が長期化した場合における、住民への物資供給について具体的な体制をご教授いただきたい。（例えば、他地域においては、物資等は関係業界団体等からUPZ圏外の「一時集結拠点」に運搬されることとなっているが、福島地域における「一時集結拠点」とはどこを想定しているのか。また、一時集結拠点から各市町村に対してはどのように運搬される体制なのか。）

### 3 避難指示を発令する地区単位について

数年前から継続している避難指示区域とモニタリングポストとの紐づけの検討状況に

ついてご教授いただきたい。

#### 4 避難時退域検査場所について

隣県である茨城県は、令和2年4月に原子力災害時の避難時退域検査場所を決定・公表し、その中には高速道路のサービスエリア等が含まれていた。

本県においても主要な避難経路は高速道路であるため、以前から高速道路のサービスエリアやパーキングエリアも避難時退域検査の候補地に入れるべきであるをお願いしてきたが、未だに進展が無い状況である。

隣県の状況を踏まえ、本県の避難時退域検査の候補地に高速道路のサービスエリアやパーキングエリアが追加されるよう、国のご助力をお願いしたい。

#### 5 その他

現在の原子力災害広域避難計画では、地震や津波等との複合災害は想定しているが、新型インフルエンザ等対策との複合は想定できていない。

屋内退避における密集や他地域への広域避難など、新型インフルエンザ等との複合時に考慮すべき項目があると考えられるが、国における対策状況についてご教授いただきたい。